

令和 8 年度 新庄市地域おこし協力隊サポート業務仕様書

1 業務名

令和 8 年度 新庄市地域おこし協力隊サポート業務

2 業務目的

新庄市の地域おこし協力隊の日々の活動や生活に関するサポート及び隊員の育成、人脈ネットワーク構築等の一元的な支援を行うことで、隊員の資質向上と任期終了後の市内への定住や地域での活動継続を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。なお、業務実施に当たり必要となる費用は、すべて委託費に含めること。

(1) 個別的指導助言等日々のサポート

- ア 隊員の活動内容及び課題等を把握するためのヒアリングを行うこと。
- イ 隊員の能力や特徴を活かした活動や、資質向上のためのコーチング、活動に求められる個別の知識やスキルの習得に必要な指導助言を行うこと。
- ウ 原則として月 1 回以上、活動の振り返り及び今後の方針整理を目的とした面談を実施すること。また、隊員からの相談に随時対応すること。
- エ 隊員の着任にあたり必要な住居の確保及び安定した日常生活を送るために必要な基盤整備に関する支援を行うこと。
- オ 隊員間で活動報告や交流を目的とする定例会を月 1 回実施すること。

(2) 研修の実施

- ア 隊員の日々の活動や退任後の定住、地域での活動を継続するために必要な知識やスキルの習得のための研修を行うこと。
- イ 起業や就業等に向けたサポートを行うこと。

(3) 地域住民とのつながりづくりのためのサポート

上記(1)及び(2)による方法等により、隊員が活動する上で必要なネットワークづくりをサポートすること。

(4) サポート内容の報告

- ア 隊員活動のサポート内容等の進捗状況や、面談結果等を取りまとめ、毎月 1 回以上報告をすること。なお、課題の整理及び今後の対応方針の検討が必要な場合は、隊員の

受入担当課職員など関係者を含めて情報共有や協議を行うこと。

イ 各隊員の活動を総括するものとして、年度末に活動報告会を実施すること。

(5) 成果のとりまとめ

全プログラム終了後に本業務の成果等についてとりまとめ、報告書を提出すること。

5 業務管理

本業務の受注者は、実施にあたり新庄市長に対し、企画提案書、業務実施体制、業務実施工程表を提出し、承認を得るものとする。

6 成果品

(1) 成果品及び提出部数

- ① 完了届（新庄市規定の様式） 1部
- ② 報告書（任意様式） 1部
- ③ 報告書の電子データ 1部

(2) 成果品納入場所

新庄市総合政策課 新庄市沖の町 10 番 37 号

7 対象隊員

(1) 本業務の対象隊員数は現時点で以下の 11 名（令和 8 年 6 月 1 日時点）であるが、今後の着任・退任等の状況により増減する場合がある。

隊員	活動時期	活動概要	所属課
隊員 A (30 代男性)	R6.5.1～ R9.3.31（予定）	観光地域づくり推進事業	商工観光課
隊員 B (20 代女性)	R6.5.1～ R9.3.31（予定）	歴史・文化財資源の継承事業	社会教育課
隊員 C (20 代女性)	R6.10.1～ R9.9.30（予定）	歴史・文化財資源の継承事業	社会教育課
隊員 D (30 代外国人男性)	R7.4.1～ R10.3.31（予定）	インバウンド誘客推進事業	商工観光課
隊員 E (20 代男性)	R7.4.1～ R10.3.31（予定）	スポーツコミュニティ推進事業	社会教育課
隊員 F (20 代男性)	R7.5.1～ R10.3.31（予定）	移住交流推進事業	総合政策課
隊員 G (40 代外国人女性)	R7.7.1～ R10.6.30（予定）	インバウンド誘客推進事業	商工観光課

隊員H (30代外国人女性)	R7.8.1～ R10.7.31 (予定)	歴史・文化財資源の継承事業	社会教育課
隊員I (20代男性)	R8.5.1～ R11.3.31 (予定)	シティプロモーション推進事業	総合政策課
隊員J (40代男性)	R8.6.1～ R11.3.31 (予定)	鳥獣対策事業	農林課
隊員K (20代女性)	R8.6.1～ R11.3.31 (予定)	移住就農推進事業	農林課

8 委託料の支払方法

- (1) 受注者は、委託業務完了後、業務の完了を確認するための検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求し、発注者は請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- (2) 発注者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは受注者の請求により委託料を前払いすることができる。

9 留意事項

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、自己の利益のために利用することはできない。参加者の事業構想等に係る秘密が保持されるよう適切な措置を講ずるものとする。なお、委託業務終了後も同様とする。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者がその都度協議の上決定する。